

「高松市環境美化条例の一部改正等の概要について」に対するパブリック・コメント(意見募集)実施結果

1 いただいた御意見の件数 2件

2 いただいた御意見とそれに対する本市の考え方

※提出いただいた御意見は趣旨を変えない範囲で、簡素化または文言等の調整をしているものがあります。

No	ご意見	ご意見に対する市の考え方
1	<p>1 罰則は設けたほうが良いと思いますが如何でしょうか。 (例えば大阪の自転車罰金 500 円の取組みのようなイメージ)</p> <p>2 対象エリア内の企業全てに対し、電話での啓発をすべきと思いますが如何でしょうか。</p> <p>3 啓発キャンペーンを実施するのであれば、マスクの配布ではなく、携帯灰皿を配布すれば良いと思いますが如何でしょうか。 (例えば携帯灰皿の取扱店を多くするような取組みや買いたいと思ったときに、すぐ入手できる体制づくり)</p>	<p>1 罰則を設けた場合には、歩きたばこ禁止区域内での指導や監視、違反者からの過料の徴収などに要する費用が、概算で年間約 2,500 万円必要となる見込です。このため、費用対効果などについて検討するとともに、市民団体の代表者や学識経験者などで構成される高松市環境審議会の意見も踏まえ、罰則は設けないこととしました。 なお、施行に当たりましては、周知啓発キャンペーンや、現在、国の緊急雇用対策事業を活用して行っている歩きたばこ禁止巡回啓発事業などを通じ、更なる周知啓発に努め、喫煙マナーの一層の向上に取り組むことといたしておりますので、御理解賜りたいと存じます。</p> <p>2 歩きたばこ禁止区域内の周辺自治会、商店街組合、さらには病院や事業所等を対象に、広く御協力いただけるよう、歩きたばこ禁止区域設定の目的や、さらには今回の拡大の意義などを十分周知・啓発してまいりたいと存じております。</p> <p>3 歩きたばこ禁止区域内の喫煙につきましては、現在、備付けの灰皿のある場所に限り認めております。このため、もし、歩きたばこ禁止巡回啓発事業の中で携帯灰皿を配布いたしますと、誤解を招き、禁止区域内での喫煙行為を助長する恐れもありますことから、現在のところ携帯灰皿を配布することは難しいと存じております。</p>

	<p>4 啓発活動を行う際「歩きたばこ禁止区域」を一生懸命言って回っているような印象を受けます。「なんのために」禁止にしているのかという方を強く広報したほうが有効と思いますが如何でしょうか。</p>	<p>4 今後は、御提言の趣旨も踏まえ、禁止する意義なども含め、より御理解いただける内容とし、周知・啓発を行ってまいりたいと存じます。</p>
<p>2</p>	<p>罰則を求めないのはおかしい、絶対、条例には罰金を科すべきであり、それによってさらに意識が高まる。</p> <p>例えば海外などでも、路上へのゴミのポイ捨て、禁煙場所での喫煙などに対して厳しい罰金を科しているところは、町がきれいである。</p> <p>例) シンガポールの罰金</p> <p>ゴミを捨てたら罰金S \$ 1 0 0 0 (6 4 0 0 0円)</p> <p>タバコ吸ったら罰金S \$ 1 0 0 0</p> <p>妥当な額というのは検討が必要ですが、“罰金なし”では条例の効果がない。</p> <p>罰則規定については、少なからず「監視員による注意を受けた場合は、罰金を支払うこと」等に見直すべきと考えますが如何でしょうか。</p>	<p>「1 - 1」と同様</p>